

競争法遵守指針

1 競争法遵守の声明

私たちピジョングループの全役員・従業員は各国で適用されるすべての独占禁止法および競争法（以下「競争法」と総称します）を遵守することを確固たるポリシーとし、常に心がけています。これは、単に制定法に従うだけでなく、最高水準の倫理観と道徳観に基づき不正と考えられる行為を回避して事業活動を行うことを意味します。

競争法の目的は、革新的な企業が繁栄できるような競争を促進し、維持することです。当社グループが競争法分野における法の要請を完全に遵守することにこだわるのは、自由競争を維持することが、従業員をはじめお客様、取引先、地域社会、株主の皆様等の繁栄と成功にとって不可欠であるという信念を有しているからです。

当社グループの活動の基本的な考え方は以下の通りです。

- 当社グループの役員・従業員は、競争に影響を与える事項について、当社グループまたはグループ各社または競合他社の独立した意思決定の自由を制限するような契約を締結してはなりません。当社グループまたはグループ各社および競合他社は、独自の価格設定、生産レベルの設定、販売およびマーケティング戦略の展開、事業を行う市場、および取引先やサプライヤーの選択を行うために、完全に独立して活動しなければなりません。
- 市場での当社グループまたはグループ各社の成功は、反競争的な行為や、搾取的行為、不公正な行為ではなく、誠実で公正な競争から得られるものです。
- そのために、当社グループまたはグループ各社は、競争法の遵守に必要な情報提供および研修を継続して実施します。

2 競争法遵守の理由

各国の競争法を守ることは、全ての人の義務です。競争法分野におけるコンプライアンスの徹底は、当社グループに対する社会からの高い信頼の維持、向上につながります。当社グループの信頼は、多くの従業員と役員の高年の献身と努力によって築かれてきました。その多くの人による長い間の努力の成果も、一個人の行為によって無になることもあるのです。

個人や企業の競争法違反に対しては、以下の厳しい罰があります。

2.1 刑事罰：罰金刑と懲役刑

2.2 行政処分：排除措置命令、課徴金納付命令

競争法違反に対しては、違反行為の中止を求める排除措置命令や、高額な課徴金の納付が命じられることがあり、これにより、当社グループまたはグループ各社のビジネスに重大な影響を及ぼすこともあります。

2.3 懲戒処分

当社グループまたはグループ各社は、競争法遵守指針に違反した従業員、またはそのような違反を防止し、発見するために十分な注意を払わない従業員に対して、懲戒処分を行います。

3 禁止行為と危険な分野

3.1 概要

当社グループの役員・従業員が、競争法違反リスクに敏感になり、リスクが発生したときにこれを認識し、各社（所属先）の法務部・法務担当に助言を求めるということができるためには、競争法の目的についての基本的理解が不可欠です。競争法は、不当に取引を制限し、独占をもたらす行為を禁止しています。競争法は、協調的、相互依存的行為を対象としており、各企業は、価格やその他の販売条件を独自に設定しなければなりません。

競争法におけるリスクの大きな分野と、注意すべき一般的な状況は以下のとおりです。業務に当たり疑問がある場合は、迷わず各社（所属先）の法務部・法務担当に相談してください。

- 競合他社との関係および連絡
 - 価格拘束
 - 入札談合
 - 市場または顧客の割り当て
 - 共同ボイコット
 - 情報交換
 - 業界団体
- 顧客との関係
 - 再販売価格の拘束等
 - 顧客や仕入先との取引の終了、取引拒否
 - 顧客の取引先制限、独占販売、抱き合わせ、販売方法の制限、優越的地位の濫用

3.2 競合他社との関係および連絡

最も危険な競争法上のリスクは、競合他社との接触から生じます。競合他社との取決めを行うことは、事実上取引を制限していると判断されます。以下のような内容に関して、口頭か

書面か、公式か非公式か、明示的か黙示的かを問わず競争者間の合意がなされていないか問題となります。

- (1) 価格、価格設定方針、販売戦略、割引、プロモーション、入札、または販売条件に関する競争者間の合意（「価格拘束」「入札談合」参照）
- (2) 顧客、販売地域、または製品市場に関する合意（「市場または顧客の割当て」参照）
- (3) ベンダーまたは顧客に対するボイコット（「共同ボイコット」参照）

当社グループの役員・従業員は可能な限り競合他社を避け、接触が避けられない場合には細心の注意を払ってください。競争法に違反する可能性のある行為だけでなく、そのように見える行為も避けなければなりません。競合他社と違法な行為を行っているかもしれないという疑いの目が常に当社グループの役員・従業員には向けられていることを、一人ひとりが意識してください。

◆ 価格拘束

価格の値上げ、値下げ、維持、販売条件の合意等の競合他社間の合意は、最も頻繁に競争法違反の摘発対象となります。実際の価格そのものだけでなく、コスト、割引、プロモーション、保証、信用条件、支払い条件など、価格に影響を与えるあらゆる要因については競合他社間で合意し、または目線を合わせることは、適法と認められない可能性があることを認識してください。

違法な価格拘束の疑いを避けるために、当社グループの役員・従業員は、競合他社との間で、(a) 現在または将来の価格、価格計画、生産計画、または (b) 価格改定や生産量変更の発表についてのコミュニケーションをしてはなりません。禁止される競合他社とのコミュニケーションには、正式な書面または口頭での会話や合意だけでなく、いわゆる紳士協定、暗黙の了解、オフレコでの会話も含まれます。

同業者が前記の事項について話し始めた場にいたときは、その話合いや会話に参加することを拒否しなければなりません。必要に応じて、その場から立ち去り、部屋を出るか、電話を切らなければなりません。会話が業界団体の会議などで発生した場合は、議事録にあなたが部屋を出て議論に参加することを拒否したことが反映されていることを確認してください。そして、その場でどのような行動をとったかにかかわらず、そのような場が終了した後は、速やかに各社（所属先）の法務部・法務担当に退席を報告してください。

◆ 入札談合

入札談合には、商品やサービスの購入契約を結ぶために入札や見積り合わせを要求した公的または民間の組織や事業体に対して、競合各社が入札を調整して価格を拘束することが含まれます。また談合は、競売でも発生する可能性があります。当社グループの役員・従

業員は、ある会社が高値で入札することにつき、または、別の会社が低値で入札することにつき、同意したり、受け入れてはいけません。

◆ 市場または顧客の割当て

競合各社が製品やサービスの市場、販売地域、または顧客についてお互いに割当てを合意することは適法といえません。当社グループの役員・従業員は、市場を割り当てたり分割したりするために競合他社と合意したり、そのように見える行為をしてはいけません。

◆ 共同ボイコット

当社グループまたはグループ各社が特定の相手と取引をしないことについてグループ外の他社と合意すると違法になります。当社グループの役員・従業員は、競合他社との間で、ある業者から購入しないことの合意、特定の顧客に販売しないことの合意をしてはいけません。また、当社グループまたはグループ各社に商品やサービスを供給する事業者に対して、特定の競合他社と取引しないように契約させることも当社グループの役員・従業員は、してはいけません。（売買の拒否を含む）すべての売買の意思決定を、競合他社等との調整や合意なしに、独立して行うということが当社の方針です。当社グループの役員・従業員は、競合他社等との間で、第三者をボイコットすることに合意したり、そのように見える行為をしてはいけません。

◆ 情報交換

当社グループの役員・従業員が競合他社との間でビジネス上の情報を交換することには、競争法上の相当なリスクが内在しているため、必要に応じて、各社（所属先）の法務部・法務担当が事前に審査し、リスクをなくさなければなりません。

まず、「業界団体の活動と会合への出席に関する競争法ガイドライン」にある「競合他社と共有してはならない事項」については、当社グループの役員・従業員が競合他社との間で情報交換することは禁止されます。

それ以外で情報交換の目的と方法により、適法となる場合がありますが、現在または将来を見据えたビジネス上のデータの交換は非常に危険です。競争法または本指針違反が疑われるような情報交換を持ちかけられた場合には、事前に各社（所属先）の法務部・法務担当に相談してください。

◆ 業界団体

多くの業界団体は、有用かつ合法的であり、それ自体は問題ではありません。しかし、業界団体の会合で、競合各社が一堂に会することは、出席者一人一人を違法な合意のリスクやその推定にさらすことになります。

業界団体の会合に出席する場合は、その会合の競争法上のリスクによく注意してください。

具体的には、各業界団体の会合への参加前や出席時に従うべき手順や、競合他社と共有してはならない話題等について、「業界団体の活動と会合への出席に関する競争法ガイドライン」に従った行動をしてください。

会合で、この競争法遵守指針で禁止されている会話がなされる場合は、当社グループの役員・従業員は会合から退席し、いつ退席したかを議事録に記載するよう業界団体の担当者に依頼してください。そして速やかに各社（所属先）の法務部・法務担当に報告してください。

3.3 顧客との関係

自社の製品の販売先など、顧客との関係においても競争法上のリスクが生じる場合があります。取引上の関係性を利用して、相手の企業が本来自由に決めるべき価格やサプライヤー等の取引先選定、その他取引条件等の決定に不当に制限をかける行為をすることは、相手企業の自由な競争を阻害する原因になるからです。具体的には以下のような内容が競争法上の問題となり得ます。

◆ 再販売価格の拘束

再販売価格の合意には、相当な競争法上のリスクがあります。例えば、推奨価格で販売しない相手、特に他の顧客の要求に応じて値引きしようとする取引先に対し供給を停止し、またはその取引先との契約を終了させる場合に問題となります。

◆ 顧客や仕入先との取引の終了、取引拒否

一般的に、売主は単独で行動する限り、その顧客やサプライヤーを自由に選択し、取引したくない相手との取引を拒否する権利があります。ただし市場での力が大きい場合には、この自由が制限されてしまうことがあります。このような場合に適法性を保つには、競合他社や顧客、サプライヤーなどいかなる相手からの要求にも従わず、独立した行動をとることです。顧客やサプライヤーが他の顧客やサプライヤーとの取引や将来の計画についての話題を持ち出した場合には、必要に応じて各社（所属先）の法務部・法務担当に相談してください。

◆ 顧客の取引先制限、独占販売、抱き合わせ、販売方法の制限、優越的地位の濫用

当社グループまたはグループ各社の競合他社と取引しないことへの同意や、当社または他のサプライヤーからの要求通りに購入することへの同意（独占的取引または全量購入契約）を求めることは、競争法上の問題となり得ます。また、顧客が希望する製品やサービスを入手するために、別の製品やサービスを購入することを要求する抱き合わせ販売も、同様に競争法上の問題となります。さらに当社グループまたはグループ各社からの購入割合に応じて提供されるリベート（忠誠リベート）や組合せ製品の割引（セット割引）も、競争法上のリスクがあります。加えて、オンラインでの販売を制限することや、無理な販売ノルマを押し付け無用な在庫を積みさせることなども、競争法上の問題となりえます。これらの事項を行おうとする場合には、事前に各社（所属先）の法務部・法務担当に相談ください。

4 政府機関との連携

当社グループは、競争法の執行その他の目的にかかわらず、政府機関から当社の活動についての情報を調査したいと口頭または書面で適切に要請された場合には、原則として協力する方針をとっています。政府機関が、当社グループまたはグループ各社の担当者との面談を要求したり、当社グループまたはグループ各社のデータや文書（またはそのコピー）、当社グループまたはグループ各社のファイルへのアクセスを求めたりした場合は、適切な指示を受けなければならないことを調査担当者に伝え、直ちに各社（所属先）の法務部・法務担当に連絡して指導を受ける必要があります。

また、当社グループまたはグループ各社が関与しているように見えなくても、競合他社、顧客、サプライヤーの競争法関連訴訟や調査の実施に気づいた場合は、各社（所属先）の法務部・法務担当に通知する必要があります。

5 競争法遵守に関する報告制度

当社グループは、競争法または本指針に違反していると疑われる行為について、報復を受けることなく、秘密または匿名で報告できる制度（スピークアップ窓口）を設けています。

また、各国の競争法の執行当局は、価格拘束や入札談合などの競争事業者間の競争を停止する行為について、自主的に違反行為を申告した場合には、ペナルティを免除したり軽減したりする制度を導入しています（リニエンシー制度）。競争法または本指針に違反する行為を行わないことが最も重要ですが、違反の疑いのある状況が生じた場合に、当社グループが被る影響を最小限に抑えるためには、こうした利用可能な法的な制度を適時に活用することができるようにするために、当該疑いにかかる情報を適切に社内でも共有することが重要です。

そのためにも、競争法または本指針に違反していると疑われる行為については、適時適切に社内報告やスピークアップ窓口の利用を怠らないよう心がけてください。